

平成 26 年 4 月 30 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

治療用装具の療養費支給基準について

治療用装具の療養費支給基準につきましては、昭和 36 年 7 月 24 日付保発第 54 号により運用されているところでありますが、今般、同通知中記 1 により療養費支給基準とされている障害者総合支援法の規定に基づく「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 528 号）の一部が、平成 26 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 161 号により改正され、4 月 1 日より適用されることから添付資料（1～3）のとおり改正し、同日より適用することとなりますので、ご参考までにご連絡申し上げます。

【添付資料】

1. 「治療用装具の療養費支給基準について」の一部改正について
(平 26. 3. 31 保発 0331 第 9 号 厚生労働省保険局長)
2. 「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」の一部改正について
(平 26. 3. 31 保発 0331 第 10 号 厚生労働省保険局長)
3. 「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給における留意事項について」の一部改正について (通知)
(平 26. 3. 31 保医発 0331 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長)